

## 第5章 氷見地域の海浜道について

### 第1節 はじめに

氷見は、能登半島の基部に位置し、越中から能登への交通の要所であり、古代より能登との交易交流が頻繁に行われた。奈良時代にあっては、天平13年から天平宝字元年まで能登が越中に併合され、越中国司であった大伴家持が出撃のため能登を巡査する際、国府のあった伏木より氷見を通り羽咋へ出たことは、万葉集の「之乎路可良多太古要久礼婆波久比能海安佐奈芸思多理船楫母我毛」の歌でも周知のとおりであり、氷見経由の所謂「志雄路」が当時能登への主要道路であったことが窺える。

また、中世には南北朝期の桃井直常軍と能登の吉見氏頼軍の攻防、越中守護代神保氏と能登の畠山氏との攻防、戦国時代に入り能登を領した前田利家の上杉謙信、また佐々成政との攻防戦等、能登と越中の戦乱に氷見がしばしば登場し、戦場となつた。このことは、言い換れば能登あるいは越中の防衛の上から氷見が、重要な位置にあったことを示しているといえる。

近世に入ると、諸国も安定し、諸産業の振興を計ると共に諸街道の整備が行われ、加賀藩領に編入された氷見でも高岡、今石動、伏木、能登等各方面への道が整備された。

ここでは、氷見の街道の内その道程が、北部において、ほぼ現在の一般国道160号と同一経路にあたり、今回発掘調査を行つた山崎城跡も、その路線上に位置する近世の「海浜道」について考察してみたいと思う。

### 第2節 海浜道 伏木より氷見町まで

現在近世初期の氷見の海浜道を知る手がかりとして、加越能文庫所蔵の正保4（1647）年の『加越能三箇國繪圖』<sup>1)</sup>（の内『越中國四郡繪圖』、以下『国絵図』と記す）、また同年に書かれた道程帳として表紙に「江戸へ上ル道程帳三冊ノ内」「公儀へ上ル控」<sup>2)</sup>と書かれた『越中國道程帳』（以下『道程帳』と記す）がある。

この『道程帳』には、16の街道が書かれており、その中には今石動から氷見に至る道も書かれている。その道筋は、今石動町—（中略）—守山町—古府村—伏木村—氷見町のルートのみが記載されており、後に「御上使往来」と呼ばれ、主要道路となる海老坂峠を通る道は書かれていない。このことは同年に製作された『国絵図』<sup>3)</sup>でも確認ができる。これは、近世初期にはまだ海老坂峠経由の道が充分に整備されておらず、伏木経由の道が今石動氷見間の主要道路であったということであろう。

『道程帳』ではこの道筋を今石動町から氷見町まで「海道通」、守山町から氷見町までを「河濱通」と呼び、ことに伏木氷見間は「一、伏木村より氷見町迄濱通 三里九町」とある。

それでは、この伏木氷見間の「浜通」とは、どのような経路の道であったのだろうか。正保4年の『国絵図』を始めとする古絵図から、各街道の経路を判断することはなかなか難しいが、

『国絵図』の表記法として、道を赤線で表わし、道が集落内を通過する場合は、楕円で囲まれた村名を貫いて描き、そうでない場合は、楕円を外して線を引くという手法を用いていることが多い、それから判断すると、この「浜通」は、伏木から各村の集落内を通過せず、氷見に至っていたことになる。

また、少し年代は下るが『宝暦十四年射水郡之内草木産物川々沼田所等書上申帳』(以下『宝暦十四年書上申帳』)に

一、壱筋 伏木村より岩崎通窪村領氷見町境迄道程三里五町八間程濱手往還ニ而御座候  
とあり、集落の浜側を通っていたとも考えられる。

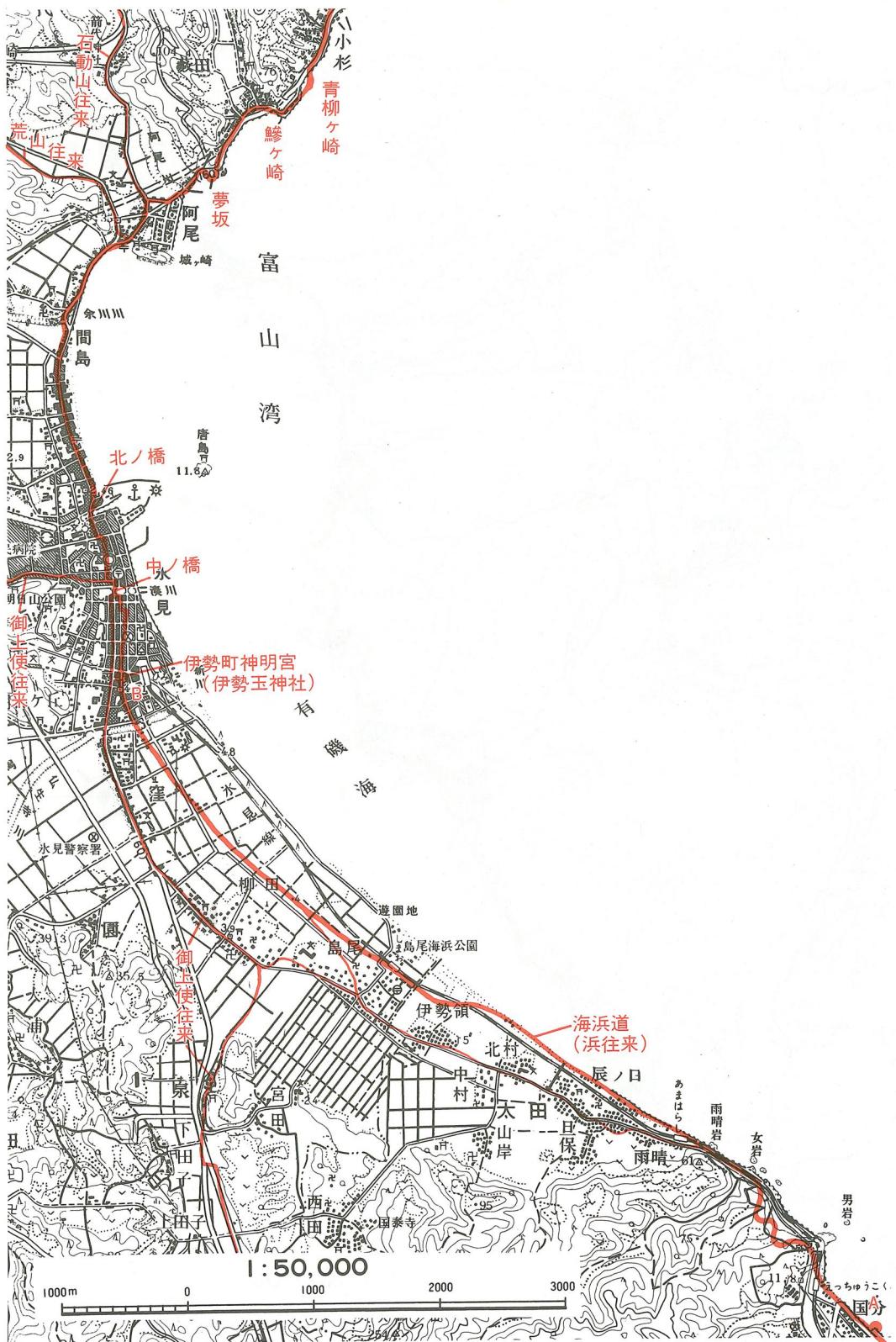
今石動氷見間の主要道路として「御上使往来」が整備されると、この「浜通」は、伏木放生津を経由する婦負郡東岩瀬までの海岸道として使用され、「海辺浜往来」「海浜道」と称され、氷見側からは「伏木往来」「放生津道」とも呼ばれた。

近世末期の加越能三ヶ国の諸街道の道筋を詳細に知ることのできる資料として、加賀藩の諸郡道程調理方や諸郡分間方御用等を務めた石黒信由により作成された精度の高い絵図とその元となった『三州測量圖籍』(以下『測量図籍』と記す)を始めとする多くの測量帳等がある。また、道程帳として『加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覚書七 射水郡』(以下『絵図覚書』と記す)、『加越能三州地理志稿』(以下『地理志稿』と記す)等がある。これらの資料を元に近世末期(文化~天保)の「海浜道」の位置を現在の地図と照会したものが、第14・15図である。

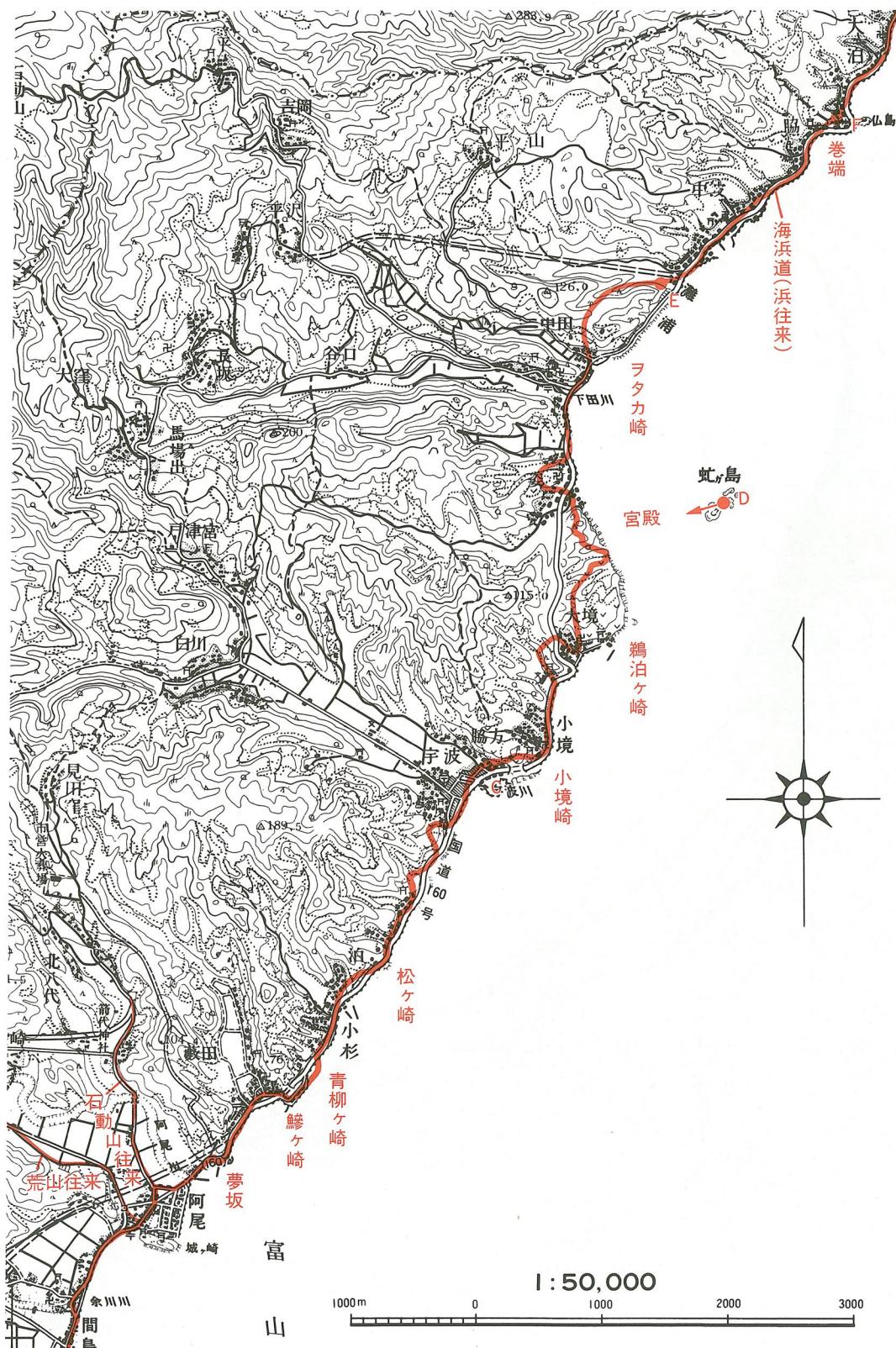
これによると、近世末期には藩内の街道も整備され、各街道沿いに集落が集まり、多くの脇道や枝道も付加されている。「海浜道」についても、いくつも枝道が確認できる。しかし伏木氷見間の本通りについては、『測量図籍』や『地理志稿』の測量地点が辰ノ口・太田・伊勢領・鳴のルート上には置かれていないことや、石黒信由の測量留書である『御郡繪圖御用日記・村々之内飛人家字等留帳』に「氷見より紅葉橋迄濱往来、夫より太田村ノ内辰ノ口より鳴村迄村傳道等相志らへ申候」とあり、集落内を通る道は、「濱往来」(海浜道)とは別の道であることがわかる。

また同じく測量留書である『往還道筋並濱往来道筋分間野帳』にも「壱里十六丁五十五間山下より氷見境迄濱地之間」とあることや藩命により石黒信由が作成した文政8(1825)年の『越中四郡繪圖』に、集落を通る道は細く枝道として描かれているのに対し、浜道が太線で強調されていることなどからも、「海浜道」は依然として各村の集落内を通過せず、大半が浜側の経路であったことが窺える。(集落内を通る道は、明治になって整備され、主要道路となったものと思われる。)

浜道であった「海浜道」は、島村領を過ぎると内陸部へ移り、やがて柳田村領へ入る。古絵図では柳田集落内を通り、「御上使往来」に合流するように描かれたものもあるが、『宝暦十四年書上申帳』や『地理志稿』には、「御上使往来」とは別の道筋として書かれており、『測量図籍』や文政8年の『越中四郡繪圖』によっても、柳田・窪の集落を通らずに氷見町の南東部に至る経路が描かれている。また『地理志稿』には、「氷見伊勢街」に繋がるとあり、これらの資



第14図 氷見地域の海浜道（南部）（1/50,000）



第15図 水見地域の海浜道（北部）（1/50,000）

料によってこの道筋を考察してみると、柳田・窪地区で「中仙道」（旧道）と呼ばれる道とほぼ同一経路にあたる。「中仙道」は、氷見町の南部に位置する伊勢町から柳田・窪地区経由で伏木方面へ向う道である。現在の道は後世付け替えられたものであるが、この旧道は文化3年の『柳田村領繪圖』によると、柳田・窪の集落内の道（御上使往来）と平行して、集落と浜との中間部を縦断している。「御上使往来」と「中仙道」（海浜道）の本通りはそれぞれ太い道を表わす二本線で表わされ、まったく別の道として描かれている。因みに島村の集落内を通り「海浜道」に繋がる道や「御上使往来」と「海浜道」を結ぶ道は、細線で描かれていることからも、本通りではなく、脇道であることがわかる。

『窪村のあゆみ』や『柳田百年誌』によれば、「中仙道」は、伏木・富山方面へ通じる重要な道で人通りも多く、柳田地内の道沿いには三軒茶屋があり、松並木も続いていたようである。  
(この「中仙道」も明治になり伏木新道が整備されると、街道としての機能を失い、大正の中頃には、松並木も伐採された。さらに、昭和35年の区画整理により直線の新道としてやや西側に移されて、旧道はほぼ消滅したものと推測される。)

「海浜道」が、柳田・窪地内で「浜往来」と言わず、「中仙道」と呼ばれるようになったのは、浜から幾分内陸部にあり、集落と浜との中間部を通る道という意味からであろうか。

氷見町の入口として『地理志稿』に「氷見伊勢街」とあるのは、享和元（1801）年の『射水郡布施湖廻分間繪圖』（氷見町周辺のみをトレースしたものが第17図である。以下『布施湖廻分間繪図』と記す）やその測量野帳である『氷見潟繪圖方角野帳諸事留帳』（以下『氷見潟繪圖野帳』と記す）によると、現在の伊勢玉神社の付近を指していることがわかる。この神社は、天保15（1844）年現社号に改称されるまでは、伊勢町神明宮と呼ばれ、その門前が伏木往来（海浜道）の氷見町からの起点であった。弘化4（1847）年には、町の治安強化の上から、それまでの北ノ橋詰・上伊勢町口・本川町口の三木戸に加え、伏木往来の木戸として「伊勢町神明前木戸」<sup>10)</sup>が設置された。<sup>11)</sup>同時期に氷見町の町年寄を務めた田中屋権右衛門の日記である『応響雑記』には、よくこの神明前へ、伏木方面からの藩の重役を始め来客の送迎のため出掛けたことが書かれ、氷見町から伏木へ向うための要所であったことがわかる。またこの伊勢町神明前木戸付近は、宮町と称し遊廓や茶屋が軒を連ねていたといわれ、同神社社家に残る『明治元年 社号帳』に「伊勢玉神社神明氏子 百軒 上伊勢町、百軒 下伊勢町、十五軒 宮町」とあり、明治19年に「貸座敷媚奴取締規則」が公布され、遊廓が本川町の免許地に移転されるまで、繁華街として賑わった。氷見町へ入った「海浜道」は、伊勢町神明前より光伝寺や御蔵所の横を通り、二つのクランクを経て、中ノ橋の前で「御上使往来」と合流する。（寛延3年の『氷見町繪図』や前記の『布施湖廻分間繪図』によれば、7本の道が「御上使往来」と繋がっている。しかし、氷見町内の本通りのみを描いている『測量図籍』や『越中四郡繪図』等の絵図では、氷見町の入口から中ノ橋まで「御上使往来」とは別の道として描かれている。『地理志稿』にも「中橋至氷見伊勢街七町二十五間」と書かれ、測量地点が伊勢町と中ノ橋に置かれていること

地点B 図版20-7

から、中ノ橋前が「海浜道」と「御上使往来」の合流点であったと思われる。)

中ノ橋は、氷見町の中央を流れる湊川に架かる橋で、『絵図覚書』の文化7年の書上には「御作事所御普請橋」として書かれ、「一 長八間 幅弐間 氷見町中ノ橋 但し垣橋也」とある。

(『布施湖廻分間絵図』等によれば、現在よりやや東側で、河口寄りにあったことがわかる。)

この橋の東側に位置する湊川の河口は、『平家物語』にもすでに「氷見の湊」と書かれている古くから開かれた湊であった。<sup>13)</sup>正保4年の『道程帳』には、能登國宇出津湊や伏木湊への航路があったことが書かれており、近世には、ブリやマグロ等の豊富な漁場をバックとした漁港としての機能はもちろんのこと、その海産物を中心として多くの物産を扱う湊としても、使用されていたものと思われる。氷見町は、この橋を境として、大きく北町と南町とに分けられているが、この中ノ橋付近は、陸路航路の合流点として交通交易の要所であるとともに、経済の中心地であり、氷見町発祥の地とも言うべき所である。

中ノ橋を渡り、北町に入ったふたつの街道は、湊町の一つ目のクランクで「御上使往来」は西へ、「海浜道」は北へと分かれ、別々の道となる。「海浜道」は、光禪寺、日宮神社の前を通り、北新町にある最後のクランクを経て北ノ橋に至る。この北ノ橋については、『道程帳』に「一 氷見北之橋と申橋長さ弐拾壹間ハバ九尺高サ弐間」とあり、また『絵図覚書』の文化7年の書上には、「御作事所御普請橋 一、長弐拾八間 幅弐間 氷見町端上ノ庄川ノ上北ノ橋」と書かれ、『増補大路水経』の「上庄川筋」には「氷見町端濱往来御作事北橋長廿二間」とある。この橋は、上庄川に架かる氷見で最も大きな橋で、御作事所の予算で掛け替え等の普請が行われたようである。(文化7年の書上によれば、射水郡内の橋の区分として「御作事所御普請橋」、「諸郡打銀御普請橋」、「射水郡用水打銀御普請橋」、「礪波郡用水打銀御普請橋」がある。)この橋は、氷見町の最北端に位置し、郡部との境界に当り、氷見町から灘浦や能登へ向う街道の起点でもあった。『憲令要略』に「北ノ橋詰上伊勢町口本川町口三木戸ハ往古ち御座候」とあるように、早くからこの橋詰には木戸が設置されており、交通交易の要所であるばかりでなく、氷見町の治安の上から重要な場所であったことがわかる。

### 第3節 海浜道 氷見町から能登境まで

氷見町を起点として北へ向う街道について『道程帳』には、北八代を経由して二ノ宮(鹿島町)へ出る「二ノ宮通」と、宇波を経由して所ノ口町(七尾)へ出る「石動山通」とが書かれている。

この内、「石動山通」は、その呼び名の通り、宇波より石動山を越えて、七尾の所ノ口町に至る街道であるが、氷見町から宇波までの経路は、正保4年の『国絵図』によると、海岸線に沿って北上しており、正に後の「海浜道」である。道幅も「六尺」とあり、当時の道としては広く、主要道路であったこともわかる。

宇波以北の「海浜道」については、『道程帳』には書かれていないが、正保4年の『国絵図』には、脇村までの道が描かれている。<sup>14)</sup>また『絵図覚書』の「元祿十五年御領國御絵図被指上候

ニ付先達而被指上候正保四年之御絵図村名並道筋川筋相違之分変地帳として御書出之内」(以下「元禄十五年の書出」と記す)によると、

一、脇村より能州江越道

一、懸札村江懸り能州江越道

此式筋之道古御絵図之表にて無之候得共今般隣國通達之道筋改付申候

とあり、正保4年の『国絵図』には描かれていらない脇村より能登境までの道筋も、元禄15(1702)年のものには、街道として記入されていたことがわかる。これは、新しく開かれた他の街道とともに「海浜道」も、近世中期頃には整備されていたことを表わすものであろう。

さて、『測量図籍』等の絵図により、北部の「海浜道」の経路を考察してみることとする。

北の橋を渡り、氷見町を出た「海浜道」は、加納村領に入る。『元禄十四年指上申池田新村絵図写』<sup>15)</sup>明和8(1771)年の写によると、北の橋詰にある加納出村(後の加納町)は、まだ屋敷もなく、村建はできていない。その先(北側)には池田新村の集落が描かれ、「なだ道」と書かれている道が「海浜道」であるが、当時集落内を通らず浜を通っていたようである。(集落内を通っていた道は「余川道」と「稻積道」である。)

近世末の『測量図籍』や『絵図覚書』等によれば、「海浜道」は、「濱」というところを通り、<sup>図版21-2</sup>池田新村に至っている。『越中國海邊筋村建等分間繪圖』には、「加納村ノ内 濱」とある。加納出村は、村建が認められる前に加納村の「字横浜」と呼ばれていた時期があり、「濱」とはここを表わすものであろうか。

池田新村から間島新村を経由して阿尾村に至る経路は、集落内を通らず、浜側を通る道筋であったが、『天保八年 射水郡変地帳仕立』(以下『変地帳仕立』と記す)によれば、「阿尾村、間島新村、池田新村の中通り」とあり、天保8(1837)年には集落内を通る道筋に変更されたようである。しかし、その道も明治25(1892)年に新設された現在の道に比べると、やや浜側を通る道であった。

間島新村の集落内には橋があり『道程帳』に「間島橋と申橋長さ拾間ハ、六尺高サ九尺」とある。また『絵図覚書』の文化8(1811)年の書上には、「諸郡打銀御普請橋」として「長式拾間 幅七尺 間島新村領間島川橋」と書かれ、『増補大路水經』には「間島川筋 間島新村中濱往来御郡橋長七間」とある。「海浜道」は、この橋の所で河口に沿って大きく湾曲していた。

間島新村から阿尾村に至る道は、現在とほぼ同じ経路で海岸線に沿って付けられており、『弘化二乙巳年十月射水郡八代組阿尾村領海邊變地所岸締分間繪圖』(以下『阿尾村領分間絵図』と記す)によれば、道沿いに「波除普請」として防波堤が設けられていたようである。<sup>図版21-4</sup>

阿尾村に入るとまず道は、三方に分かれる。北西に向う「荒山往来」、東に向う阿尾城跡と阿尾村の集落への道と北東に向う「海浜道」の三本である。『測量図籍』では、ここに測量地点を置き、「荒山越往来」と書かれている。『地理志稿』にも「阿尾村荒山岐路」と書かれており、旧道のこの交差点が荒山往来の起点であったことがわかる。(現在は、少し手前に氷見田鶴浜線

として大きな交差点が開設されている。)

更に「海浜道」を進むと、道は二手に分かれ、北西に向う道は、阿尾村から北八代を経由して石動山に至る「石動山往来」<sup>17)</sup>となり、「海浜道」は東に向う。

阿尾は、この能登への三本の主要道路「海浜道」・「荒山往来」・「石動山往来」の分岐点にあたり、交通の要所であったがために、軍事面でも重要な位置にあったことが、付近に阿尾城跡、山崎城跡、森寺城跡等の多くの中世の城郭遺跡が存在することによってもわかる。「海浜道」は、阿尾川に架かる橋を渡るが、『阿尾村領分間絵図』に「諸郡橋」とある。この橋について『絵図覚書』に「諸郡打銀御普請橋 一、長式拾四間幅七尺 阿尾村領阿尾川橋」、『増補大路水経』には「阿尾村濱往来御郡橋長二十四間」とあり、「諸郡橋」とは橋の名前ではなく「諸郡打銀御普請橋」の略語であるらしい。この橋より以北の道に「灘往来」と書かれており、藪田村領境までの道に沿って設置されていた防波堤についても、「灘浦波除仕法普請」として、それまでの防波堤と区別して書いていることも興味深い。

阿尾村と藪田村との村境には、「夢坂」と呼ばれる岬（岬にある坂の呼び名が、岬の総称となったものと思われる。）があり、『測量図籍』等の絵図によるとこの岬を巡り、道が付けられていた。この岬の高台に、今回発掘調査を行なった山崎城跡また阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群がある。

「夢坂」と呼ばれるこの岬は、『明治三十五年度富山県氷見郡治一班』に「夢坂を打越え来はあるはしき藪しもわかぬやふなみの里 搭穂」という和歌が記載され、また『氷見郡名勝地誌手記』に「阿尾村より藪田村に抵る旧道に夢坂と云へるあり頗る眺望に富めり」とあることから、明治時代には名勝として知られた所であったようである。<sup>18)</sup>『阿尾村領分間絵図』や『射水郡加納村兵衛組藪田村領往来道附替奉願繪圖』（以下『藪田村領道附替奉願繪圖』と記す）によると以前はかなり海に張りだしていたようである。岬を迂回した道は、浜へ下りていた頃もあったが、文化6（1809）年5月25日の「岩なだれ」により通行不能となり、それ以降高台の畠地を通る道として付け替えられたことが、『藪田村領道附替奉願繪圖』や関連資料である『藪田村領御普請分間野帳』によりわかる。（第4節参照）

藪田村に入った「海浜道」は、集落の際を海岸線に沿って大きく湾曲し、集落内を流れる「中川」に架かる橋を渡り、光福寺の前を通り「鰯ヶ崎」と呼ばれる岬に至る。この間の海岸線には、集落に近いこともあるてか、道に沿って石垣や防波堤が設けられていたようである。

現在の国道160号は、昭和41（1966）年に開通した藪田トンネルを通っているが、それ以前は、東側の海沿いの細い道を迂回していた、これが「鰯ヶ崎」と「青柳ヶ崎」である。（但し「青柳ヶ崎」については、『測量図籍』等の絵図と比較し、旧道の位置を確認してみると現在海中となり、大半が浸食により水没した可能性が高い。）天保14（1843）年に書かれた『越中道之記』（以下『道之記』と記す）という旅日記があるが、藪田村と小杉村の間の記述に「此間山一ツ」とあり、道が二つの岬の高台を通っていたことを表わしているものか。

「青柳ヶ崎」から小杉村の集落や「瀬間田」と書かれた所の際を海岸線に沿って進み、「松ヶ

崎」の際を通り、泊村に至る。『道之記』には、ここも「此間山一つ」とある。泊村からは、神明社の前を過ぎ、「此間坂一つ越」とあるように一石山の山際を出入りしながら、坂道を越え宇波村に至る。『金砂子秘鑑』の「宇波」の項に、「はしご坂」とあることからもこの辺りは、かなり急勾配の難所であったと思われる。現在の道は、海岸線に沿って、岩盤を断ち割って付けられている。

先に述べたように、『道程帳』によれば、正保4年当時この宇波村より石動山へ登る道が、藩で定めた街道「石動山通」であり、これにより宇波までの「海浜道」も早い時期より、整備されていたといえる。近世中期以降北八代経由の「石動山往来」が、主要道路となるが、宇波から白川を経由して石動山に至る道は、その後も使用されている。

宇波村の「海浜道」について、『地理志稿』や『絵図覚書』では、ともに測量地点を「龍川」としている。この「龍川」とは、宇波川のことであり、宇波村と脇方村の村境を流れているため、特に『絵図覚書』では「宇波村龍川」、対岸を「脇方村龍川」とそれぞれ別の書き方をしている。『道之記』では、この間を「濱通り」としている。この「龍川」を渡り、脇方村の集落内を通り、集落後方の高台に登り、今藏社の前より「小境崎」にある小境村の神明社（現在の朝日神社）<sup>図版21-6</sup>の横に出る。この間の道は、『道之記』の小境村の項に、「脇方ヨリ山越」とあるよう<sup>図版21-5</sup>に山道であり、現在も林道として残されている。

「海浜道」は、小境村では海岸線に沿って進み、「小境村中川」（中村川）を渡り、集落を過ぎると山手にある神明社（夕日神社）の前を通り、再び山道となり大境村領へ入る。

大境村へ入り、一旦集落内の慈光寺付近まで下がった道は、再び山中に入る。（大境の集落東側の岬は「鵜泊ヶ崎」と呼ばれ、この付け根部分に国指定史跡大境洞窟がある。）

山中に入った「海浜道」は、現在の県営栽培漁業センターや国民年金保養センターひみのある「九殿」と呼ばれる所で、一度海側（東側）へ降る。

この「九殿」について、『測量図籍』等の絵図によると、「宮殿」と書かれた大きな岬が描かれている。<sup>図版21-6</sup>現在の地形では、その岬にあたる付近は断崖となっており、天保年間から現在にいたるまでの間に岬の突出部分は浸食によってか完全に消滅している。<sup>図版22-2</sup>

『大境天明五年村鑑』（1785）に「一、村領の内海端五丁程の内毫丁程浜形四丁程は海ニ差出の岩山にて御座候。能州御預ヶ地往還道者岩峠にて嶮敷前欠落抔仕往来指支申ニ付天明三年御願申上候廻同四年附替御普請被仰出候」とあり、海側の道が欠落したことにより、道の付け替えが天明4年に行なわれたことがわかるが、その時の新道が絵図にある道であろうか。

「九殿」より再び山間地に入り、山際に沿って蛇行しながら姿村に出る。姿村に出た「海浜道」は、長福寺付近より再び山道となり、中田村領に入りようやく海岸線に出る。

海岸線に沿って進み下田川を渡り、中田村の集落際を通り、『地理志稿』では「片貝村」に至る。「片貝」は、中田村領を流れる片貝川付近の集落のことである。「片貝」を過ぎ「ヲタカ崎」（宇田崎）に至る。『灘浦誌』には、「宇田崎新道」という岬の海側を通る道が文化年間に新設

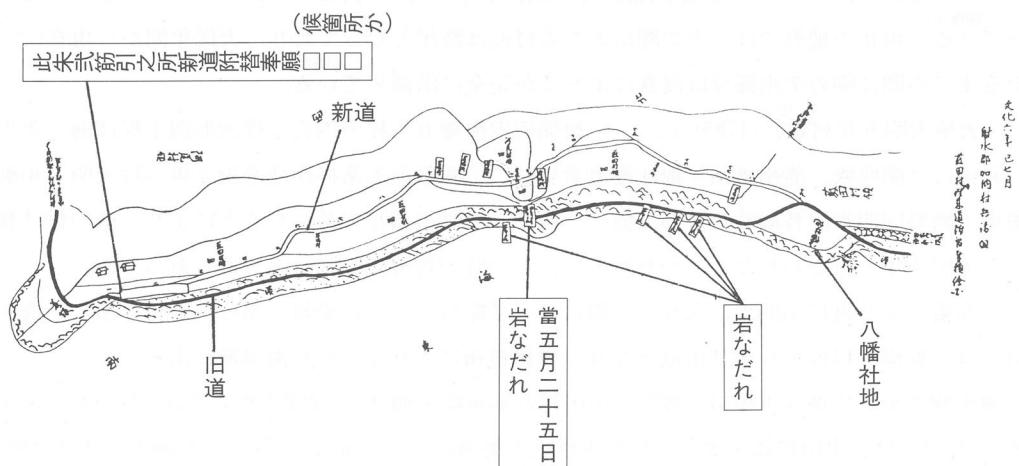
されたことが書かれており、現在の国道160号の位置にあたるものかと思われる。しかし、「出来上った新道は、道巾狭く一方は海波寄せる波際で通行も常に危険を伴った。」とあり、断崖絶壁のかなり高台を通る道で難所であったために、通行中何人も滑落し死傷者が出たほどであった。「海浜道」はといえば、『測量図籍』等の絵図によると、海側を通る経路をとらず、山越えの道となっている。『道之記』にも、「此間モ山越」と書かれており、「海浜道」は新設された海側の通行困難な道を使わず、遠回りであるが安全な山越えの経路をとったものと思われる。

地点E 図版22-3

谷間に沿って山を降り、中波村に入った「海浜道」は、『道之記』に「此間濱傳ヒ」とあるように、海沿いの道となり、中波の集落際を通り脇村に至っていたようである。『変地帳仕立』によると、「一、脇村ち姿村迄道筋変候事 但中波村中田村之中道」とあり、天保8年に道を集落内に通したことがわかり、それ以前は集落の際の浜側を通っていたものか。

脇村までの道筋は、正保4年の『国絵図』にすでに描かれており、『絵図覚書』の「元禄十五年の書出」には、「脇村ち能州江越道」として絵図に描き加えられたことが書かれており、近世中期には整備されていたであろうことは、先に述べたとおりである。

脇より国境を経て大泊までの経路は、大半が海岸沿いであるが、国境にある「巻端」といわれる岬付近は、切り立った岩場であるため、山越えの道であったようで、『道之記』にも「脇村此村迄越中也。坂ヲ登りて上ニ谷有。此所越中能州の国境ナリ。」とある。『測量図籍』等の絵図でもこの岬の付近は、内陸部を道が通っていたことがわかる。また文化4(1807)年の『射水郡海岸村々見取並びに海況等絵図』や『射水郡海岸図』には、国境に「越能御境松」という松が描かれており、これをもって両国の境界としていたものであろう。これより先は、「能州御預地」と書かれており、加賀藩が管理を委任された幕府領であった。後にこの岬「巻端」(藤巻ハナ)の海岸線を削り道路が付けられ、現在の一般国道160号となっている。



第16図 『射水郡加納村兵衛組藪田村領往来道附替奉願繪圖』文化6年

#### 第4節 蔵田村領八幡について

今回発掘調査を行なった山崎城跡の東側は、はちまん 蔵田地内の通称八幡と呼ばれる地域である。

この「八幡」と呼ばれる由来については、現在蔵田の集落中央丘陵に鎮座する垂姫神社の由緒によれば、以前同神社は八幡宮と称し、海岸の通称八幡なる海に百三十間も張りだした所にあったが、海食に伴い社地も次第に崩れ、寛永年中現在の社地にあった白山社に遷座奉祀されたということである。また「越中志徵」に、

○垂水崎 同村(蔵田村)・平井正武云、蔵田村の入口に出崎あり。是を垂水崎といふ。(中略)

昔は大なる出崎有て、此地に八幡社鎮座ありしかど、追々波濤に崩れ行し故に、八丁計隔てて村中の岡山へ移せり、是今の社地也。舊社地辺に尚村家あるを八幡と字し、そこに住める邑人をば、八幡の何某と呼べり。此八幡を垂比咩神社と云出たるは、此故也といえり。とあり、八幡宮の遷座後旧社地付近が、「八幡」と呼ばれていたことがわかるが、現在この地域は、蔵田集落の南西部の丘陵及び岬のかなり広範囲の呼び名として使われている。この社地の位置については、『蔵田村領道附替奉願絵図』(第16図)、またその野帳にあたる『蔵田村領御普請所分間野帳』により知ることができる。この絵図および野帳は、文化6年5月25日の「岩なだれ」により、通行不能となった蔵田村領の浜道に替わる新道の普請を藩に願い出たものであるが、これによれば、当時の道の測量点十九より「十二間午五分」、「寅三分十六間」それよりさらに「午一分七間ばかり」と書かれた海に張り出した台形の所に「八幡社地」とあり、同神社遷座後も蔵田集落南部入口付近に約138坪(455.5m<sup>2</sup>)の社地が残っていたことがわかる。また、明治8年の蔵田村地引き図にもほぼ同位置と思しき箇所に「八幡社境内」と記載されているが、この頃には「六歩」(約19.8m<sup>2</sup>)と面積も随分減少している。

さらに現在その地点を知るべく、文化6年の野帳の測量記録を元に、現地形に転写して社地にあたる箇所或いは当時の浜道や海岸線を見ると、ほとんど海中となっており、浸食により水没したものと思われる。(第18図)

またこの時付け替えられた新道は、阿尾より「夢坂」と書かれた岬を廻り、高台の畠地を通過するものとなっているが、「夢坂」付近は現在完全に削平され、海側に岬の一部を残すのみとなっている。

一般国道160号は、この削平された岬部分を斜めに横断し、海岸線に沿って付けられているが、その位置は文化年間の新道の位置とほぼ一致しており、高台の畠地であった部分も、現在に至るまでに幾度となく切り下げられ、「夢坂」と呼ばれた坂道もない平坦な道となったものと思われる。

氷見は海と山が接近し、内陸部はそれぞれの谷も深く平野部が狭い地形から、街道にも山越えや岩場等難所も多かったものと思われる。「海浜道」も例外ではなく、海岸線は浸食や落盤により水没したり、幾度となく付け替えや増幅等の整備が行なわれ、旧道がまったく失われてしまつた箇所も少なくない。今回は、近世末の「海浜道」について考察してきたが、氷見をより

歴史的に知る上で、「海浜道」に限らず、旧街道の時代的推移や位置の確認が今後必要であり、細部にわたる検討を要すると思われる。

#### 註

1) 正保2年(1645)幕府より各藩に領国の国絵図の提出が命ぜられ、加賀藩においても、正保4年『三ヶ國絵図』を幕府へ提出した。その際共に提出されたものに、『領國高辻帳』『三ヶ國道程帳』等がある。

これらについては、『加越能御國繪圖に関する書類の内覚書』元禄12年 金沢市立図書館加越能文庫所蔵(以下加越能文庫と記す)によれば、その控えもそれぞれ同時に作成され、藩に保管されていたとのことである。

2)『三ヶ國道程帳』については、3冊あったことが記され、加越能各國一冊ずつあったようだが(さらに、詳細に書かれたもの各一冊を加え、実際には計6冊あったよう)で、『越中國道程帳』の表紙には「六冊ノ内」という書込もある)、残念ながら加賀國と能登國のものは遺っていないようである。しかし、その後書かれた写として『加越能三州道記』『三州道程大概』『御領内諸方道程記』『三州地理雑誌九』があり、これにより加賀國と能登國の街道の道程についても、知ることができる。また、富山大学付属図書館所蔵の『越中道記』も、『越中國道程帳』の写であると思われる。『越中國道程帳』以外の道程記は、同一箇所に誤写が確認できることも興味深い。

3) その16年後の寛文4年『越中國四郡繪圖』に至り描かれることとなるが、他の主な道筋に付けられている一里塚の符号については、まだこの道には付けられていない。  
図版20-2

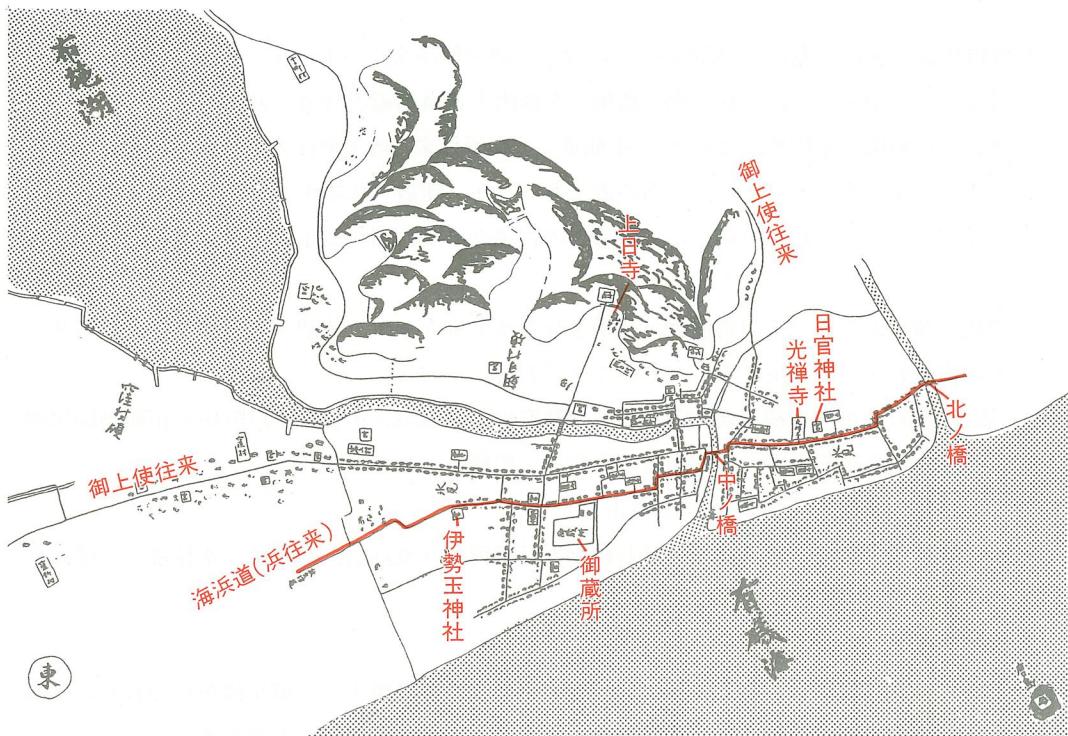
4) 加越能文庫と高樹文庫にそれぞれ所蔵されている。これは、石黒信由が、文政2年諸郡絵図並びに道程帳、村名帳の作成を藩より命ぜられ、文政7年これらを提出し、その後さらにこの時の測量野帳をも清書の上提出する様命ぜられ、整理されたものである。

5)『加越能三ヶ國御繪圖覚書』加越能文庫所蔵の「婦負郡境と能州境迄射水郡之内海辺浜往来道筋道程」国絵図改めのため、文化7年五十里村庄右衛門から改作奉行所宛て提出した書上の内の一通。

6)『加越能三州地理志稿』の「路程」の内「海浜道」

7)『三州測量図籍』における街道「本通り」の表記の仕方は、「一、測量境村形等印無所ハ○。如此微丸下図ニハ如此之・微点相用附リ測量初終一二三四五之番附傍ニ書記」、また「一、道程町間相調理候箇所ハ道何拾何町何拾何間と其場所別之書記」とあり、測量地点に任意の番号を付け、本紙下部または上部にその距離と方角を別記する形をとっており、枝道についてはその路線上に記入している。これによれば、辰ノ口・太田・伊勢領・鳴のルートは、街道の本通り表記の仕方ではなく、枝道を表わす手法をとっている。また『地理志稿』に書かれた距離も辰ノ口・鳴のルートのものではなく、『三州測量図籍』の表わす本通りの距離であることからも、浜道を「本通り」と判断した。

- 8) 柳田集落内を通る道は、「海浜道」ではなく「御上使往来」の本通りである。一部伏木街道と呼ばれる道があるが、これは島（島尾）を経由する海浜道の枝道である。
- 柳田在住の開兵太郎氏によると、「中仙道」と高岡往来（御上使往来の別名）はもともと合流しておらず、それぞれまったく別の道であったが、新道（伏木街道）が明治時代にできてから繋がった。また島尾（島）からの道との合流点には、昭和35年の区画整理まで「追分地蔵」があったとのことである。
- 9) 開氏の談によると、この茶屋は、往来を行き来する人々が、休憩する程度のものであり、三軒の内一軒が、開氏宅であったとのことである。
- 10) 『憲令要略』（田中屋権右衛門著）に「伊勢町神明前畠地伏木往来木戸町中<sup>5</sup>相願御聞届御座候ハ弘化四年未三月十一日御當番石原常右エ門殿」とある。
- 11) 水見市史編修委員会 1963 『水見市史』
- 12) 湊川は、万葉集に「布施湖」と歌われた十二町潟より流れ出、河口は「水見湊」と呼ばれていた。
- 13) 註11文献
- 14) さらに、16年後に当る寛文4年の『国絵図』には、能登境までの道が描かれており、このことはこの海浜道の整備された時期を考える上で、大変興味深いことである。
- 15) 加納町町内会 1990 『加納出村いま・むかし』
- 16) 近世初期の『道程帳』には、水見町より北八代を経由して二ノ宮に至る「二ノ宮通」という道が書かれており、若干経路に問題はあるものの「荒山往来」にあたるものであると思われ、早くから街道として開かれたようである。
- 17) 「石動山往来」については、『道程帳』では、宇波村を起点としており、北八代を経由しない道が藩で定めた街道であった時期もあるようだ。
- 18) 昭和38年の道路拡張工事等により、先端部は大幅に削平され、現在その様子はすっかり変わってしまっている。
- 19) 清水一布 1959 『灘浦誌』
- 20) 『灘浦誌』によると「慶安二年山堺係争の文書に署名した村役人の肩書に中太村谷口村かたかいい村と三村を並列してある、その後何時の頃からか谷口片貝は中田村の垣内となった。」とあり、『地理志稿』の書かれた近世末期に「片貝村」という独立した村建であったかどうかは、疑問である。



第17図 『射水郡布施湖廻分間繪圖』(部分)



第18図 『敷田村領御普請分間野帳』より (1/10,000)

## 参考資料

### ◆ 文 獻

- |   |            |          |         |
|---|------------|----------|---------|
| 1 越中國道程帳                                  | 公儀へ上ル控     | 正保 4 年   | 金沢市立図書館 |
| 2 越中國道程帳                                  | (道程表)      |          | 〃       |
| 3 御領内諸方道程記                                |            | 正保 4 年の写 | 〃       |
| 4 三州道程大概                                  |            | 正保 4 年の写 | 〃       |
| 5 加越能三州道程記                                |            | 正保 4 年の写 | 〃       |
| 6 三州地理雑誌                                  |            |          | 〃       |
| 7 金砂子秘鑑                                   |            |          | 〃       |
| 8 加越能御繪圖覚書 (加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覚書七 射水郡)         |            |          | 〃       |
| 9 加越能御繪圖ニ関スル書類の内覚書一通                      | 元禄12年      |          | 〃       |
| 10 変地帳仕立                                  | 射水郡 天保 8 年 |          | 〃       |
| 11 増補大路水経                                 | 天保 7 年     | 石黒信由     | 〃       |
| 12 加越能三州山川旧蹟志 (射水郡之内草木産物川々沼田所等書上申帳 宝暦14年) |            |          | 〃       |
| 13 五ヶ山大牧入湯道之記 (越中道之記)                     | 天保11~14年   |          | 〃       |
| 14 射水郡村々道程調理出シ帳                           | 文化 7 年     |          | 高樹文庫    |
| 15 氷見潟繪圖方角野帳・諸事留帳                         | 享和元年       |          | 〃       |
| 16 藪田村領御普請所分間野帳                           | 文化 6 年     |          | 〃       |
| 17 射水郡藪田村道付替の墨引送付依頼状                      | 文化 6 年     |          | 〃       |
| 18 御郡繪圖御用日記・村々之内飛人家字等留帳                   | 文化 7 年     |          | 〃       |
| 19 往還道筋並濱往来道程分間野帳                         |            |          | 〃       |
| 20 氷見郡地誌材料                                | 高桑致芳       | 明治32年    | 富山県立図書館 |
| 21 氷見郡名勝地誌手記                              | 高桑致芳       | 明治32年    | 〃       |
| 22 明治元年                                   | 社号帳        |          | 鈴木家文書   |

### ◆ 絵 図

- |                         |        |              |
|-------------------------|--------|--------------|
| 23 加越能三箇國繪圖 (内 越中国四郡繪図) | 正保 4 年 | 金沢市立図書館      |
| 24 加越能三箇國繪圖 (内 越中国四郡繪図) | 寛文 4 年 | 〃            |
| 25 越中國四郡繪圖              | 正保~万治  | 石動図書館        |
| 26 加越能三州之圖              | 文化 5 年 | 菅原貞寧         |
| 27 加越能三州郡分略繪圖           | 文政 8 年 | 石黒信由         |
| 28 越中四郡組分繪圖             | 文政 8 年 | 石黒信由         |
| 29 三州測量圖籍               | 天保 5 年 | 石黒信由         |
| 30 加越能三州繪圖              | 天保 9 年 | 金沢市立図書館・高樹文庫 |
| 31 射水郡海岸圖               |        | 金沢市立図書館      |
| 32 加越能全圖 (賀越能圖)         | 寛政元年   | 〃            |
| 33 射水郡組分繪圖              |        | 〃            |
| 34 越中射水郡 (図)            |        | 〃            |
| 35 射水郡分間繪圖              | 天保10年  | 〃            |
| 36 加越能郡別繪圖              |        | 〃            |
| 37 氷見浦等大船寄り方書付並繪圖       | 寛政10年  | 〃            |

38	越中射水郡圖籍	元文 2 年 有澤武貞	金沢市立図書館
39	射水郡図	文化 8 年 牛首堂	富山県立図書館
40	文化改正射水郡圖	文化13年 牛首堂	"
41	射水郡繪圖		"
42	越中國 (図)		"
43	越中國海邊筋村建等分間繪圖		"
44	射水郡上庄組海岸村々建見取繪圖		"
45	射水郡八代組阿尾村領海邊変地所岸締分間繪圖	弘化 2 年	"
46	越中国絵図屏風		富山美術館
47	射水郡海岸村々見取並びに海況等繪圖	文化 4 年	高樹文庫
48	射水郡布施湖廻分間繪圖	享和元年	"
49	射水郡大門新町七右衛門組太田村鳴村柳田村窪新村窪村 濱等繪圖	文化13年	"
50	射水郡加納村兵衛組藪田村領往来道附替奉願繪圖	文化 6 年	"
51	射水郡見取繪圖	文化 5 年	"
52	射水郡一町一分下繪圖	文政 3 年	"
53	柳田村領繪圖	文化 3 年	柳田区(氷見市)

#### 参考文献

- 氷見市史編修委員会 1963 『氷見市史』  
 氷見市役所 1972 『氷見百年史』  
 富山県教育委員会 1979 『富山県歴史の道調査報告書』飛驒街道 (その1)  
 富山県教育委員会 1981 『富山県歴史の道調査報告書』一氷見・能登道一  
 富山県 1984 『富山県史』通史編II中世  
 富山県 1982 『富山県史』通史編III近世上  
 富山県 1983 『富山県史』通史編IV近世下  
 富山県 1980 『富山県史』史料編III近世上  
 富山県 1978 『富山県史』史料編IV近世中  
 富山県 1978 『富山県史』史料編IV近世中付録  
 窪村誌編纂委員会 1959 『窪のあゆみ』  
 茨木武義 1976 『柳田百年誌』  
 高瀬重雄 1975 『越中の絵図』  
 清水一布 1959 『灘浦誌』  
 加納町町内会 1990 『加納出村いま・むかし』  
 氷見市立博物館友の会 1986 『憲令要略』上  
 石川県図書館協会 1934 『加越能三州地理志稿』  
 石川県図書館協会 1973 『越中志徵』復刻版  
 正和勝之助 1991 『越中伏木地理志稿』  
 児島清文・伏脇紀夫 1988 『応響雑記』上  
 児島清文・伏脇紀夫 1990 『応響雑記』下